

現行制度と新制度の比較

現行制度
<正施設基準>
①総合病院、又はこれに準ずる病院であること
②アレルギー疾患の症例(外来を含む)が年間100例以上あること
③アレルギー学に関する教育が所定のカリキュラムに従って定期的に行われていること
④次の施設の有無 図書室、カンファレンス室、教育用患者記録保存室、教育用標本保存室、 教育用エックス線保存室、研究室
⑤指導医1名以上又は専門医2名以上(非常勤1名を含む)が勤務していること
※耳鼻咽喉科・皮膚科・眼科は上記1.2.3を満たしている場合、専門医1名で正施設認定とする
<準施設基準>
※内科・小児科は上記1.2.3を満たしている場合、専門医1名で準施設認定とする

新制度
<基幹施設基準>
⇒ ①医学部を有する大学病院・基幹型臨床研修指定病院・総合病院又はこれに準ずる病院であること ※上記の条件を満たす医療機関が都道府県内に存在しない場合には、特例として ・都道府県アレルギー拠点病院であること
⇒ ②アレルギー疾患の症例(外来を含む)が年間100例以上あること
⇒ ③アレルギー学に関する教育が所定のカリキュラムに従って行われ、施設群のフォローアップが定期的に行われていること
④各種院内講習会や研修管理委員会等が設置されていること
⇒ ⑤指導医1名以上が在籍(常勤)すること 日本アレルギー学会指導医及び専門医が存在しない領域(内科・小児科・ 皮膚科・耳鼻咽喉科・眼科)については、当該基本領域の専門医1名が在籍 (常勤)することが望ましい
⇒ ※診療科毎の認定は無くなり、施設毎の認定となる さらに、専門医1名では基幹施設認定は不可
⇒ ※診療科毎の認定は無くなり、施設毎の認定となる さらに、専門医1名では基幹施設認定は不可

上記、基幹施設の基準を満たさないが、専攻医が研修を行う施設として

<連携施設基準>

①日本アレルギー学会指導医1名又は専門医1名が在籍(常勤)する病院

<特別連携施設基準>

①日本アレルギー学会指導医1名又は専門医1名が在籍(常勤)する診療所